



社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会

## 第2回 ヒアリング資料

公益社団法人 日本薬剤師会  
常務理事 渡邊 大記

2020/11/20

# 本会の基本的な認識

## ◆ 本利活用は、国（行政）と資格を有する個人との間における事務手続き等における簡素化についてのもの

- あくまでも行政－個人間における利活用であり、業務上で資格を行使するための利活用ではない。

## ◆ マイナンバーの収集・活用とマイナンバーカードの利用は別

- マイナンバーの活用はJPKIとの連携であり、手続きのオンライン化ではない。

## ◆ マイナンバーを有していない個人への配慮が必要

- 海外居住者等、マイナンバーを有していない個人も少なからず存在することから、職権での登録原簿抹消については、慎重に検討すること。

## ◆ 登録の申請時(免許取得時)

- マイナンバーを登録する事により、戸籍抄(謄)本や住民票の提出を省略出来るようにすることについては賛成する。
- 一方、マイナンバーの収集がアナログでは、入力ミス等が否定できないため、申請手続き自体にマイナンバーカードを使うオンライン化の導入を検討すべきと考える。
- 仮にオンライン申請を導入するのであれば、オンラインで完結すべきあり、一部書類の郵送等が残らないようにしていただきたい。
- なお、マイナンバーカードの取得は任意とされていることから、現在の申請方法も確実に残す必要がある。

# 論点1:届出の簡素化及びオンライン化について

## ◆ 登録事項(氏名、本籍地都道府県名、性別等)の変更時 (免許の書換え時)

- 免許証の書き換え・再発行を省略し、登録済証明書での運用が提案されているが、現行の登録済証明書を基準に考えると、免許証に比べ、複製や偽造が容易と言わざるを得ない。
- 免許証に代わり登録済証明書で種々運用する場合には、現場での混乱が無いよう十分にご検討いただきたい。

## ◆ 死亡時

- マイナンバーを用いて住民基本台帳等との突き合わせを実施し、死亡が確認された場合に、職権での登録原簿抹消を実施することに特段の意見はないが、冒頭にも述べたとおり、マイナンバーを持たない者や住民基本台帳等に記録されていない者への対応を慎重に検討すべき。

## 登録済証明書

氏名	[Redacted]
登録番号	第 号
登録年月日	平成 年 月 日

上記のとおり **薬剤師名簿** に登録されたことを証明する。

平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局長

(注意事項)

1. 太枠内に氏名のみ記入すること。  
(訂正印等の修正は不可。)
2. この登録済証明書は、就業等諸  
手続の際、薬剤師免許証が手許に  
届くまでの間、暫定的に使用する  
ためのものである。
3. 薬剤師免許証が手許に届いた際  
は、必ず就職先へ呈示すること。
4. 薬剤師の本籍地及び氏名に変更  
が生じたときは、30日以内に薬剤  
師名簿の訂正を申請すること。ま  
た、薬剤師が死亡等したときは戸  
籍法による届出義務者が、30日  
以内に薬剤師名簿の消除を申請す  
ること。(薬剤師法施行令第5条、  
第6条)
5. 薬剤師は、2年1度(次回は平  
成28年)12月31日現在の薬剤師届  
出票を、翌年の1月15日までに提  
出すること。(薬剤師法第9条)

## 論点2: マイナポータルを活用した資格所持の証明、提示

- ◆ 具体的な利用（システム）イメージが浮かばず、画面を表示させるにも、当該画面等を印刷出来るようにしても、その真正性がどのように担保されるかが分からない。
- ◆ 電子的な情報は偽装・複製・加工が容易であり、悪用されてしまうような仕組みであれば、当然賛成は出来ない。例えば、マイナポータルにそっくりなホームページを作成し、二セの情報を表示させることも、特段困難な手技ではない。
- ◆ マイナポータルは、そもそも個人が自身の情報を活用するための仕組みであり、個人がマイナポータルを経由して、第三者に真正性を確保したまま情報を提供する仕組みとするためには、追加のシステム開発等が必要になると考えられる。そのため、費用対効果を考え、既存の手段とマイナポータルの組合せ等についても、十分にご検討いただきたい。

## 論点3:マイナンバー制度を利活用した資格管理簿と 就業届等の情報の突合による人材活用について

- ◆ 冒頭のスライドにも記したが、本検討会の議論は、国（行政）と資格を有する個人との間のことであるので、人材活用（就業支援）等についても、上記を念頭にした検討を行う必要がある。
- ◆ なお、就労は義務ではないことから、その適用については希望者のみに限定する等、慎重に運用すること。

# その他論点：マイナンバーの登録方法について



- ◆ 新規取得者は、免許証等申請書の提出時にマイナンバー登録を求めるという方針に特段の意見はない。
- ◆ また、薬剤師の場合、既取得者については、三師調査の届出というタイミングをターゲットにすることにも異論はない。
- ◆ 一方、マイナンバーを登録する際には「マイナンバーカード券面（両面）の複写」や「通知カードの複写＋運転免許証等の複写」、「個人番号が記された住民票の写し＋運転免許証等の複写」等が必要であること、また、代理人による提出の場合には、委任状が必要であること等は、三師調査における書類の取扱いの実態に即したのではない。
- ◆ 提出側の手間の削減、受取る（行政）側の手間の削減のためにも、オンラインによる届出を検討していただきたい。



# 資格保有者自身にとってのメリットについて

- ◆ 現行の紙の免許証は、その大きさ等を勘案するに、取扱い易いとは言いがたい。
- ◆ そのため、必要に応じ、マイナポータル等で自身の保有する資格を提示できるようにすることには、一定の理解をしている。
- ◆ 一方、その方法や仕組みに、なりすまし等の危険性が存在するのであれば、第三者が自身になりすましたことによる被害の発生も考えなければならない。
- ◆ 自身の行為とされたことを否認し、その否認を証明するには、そもそも、自身の行為を承認し、それを記録（保持）しておく必要がある。
- ◆ 医療における、患者という第三者に対しての行為への利活用ではないことに留意して仕組みの構築をお願いしたい。